

所得控除

種類	控除の内容		
雑損控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">災害等により本人や同一生計の控除対象配偶者や扶養親族が所有する資産に損害が生じた場合</td> <td style="width: 50%;">(損失の金額－保険などで補填された金額)－所得金額×10%または(災害関連支出－保険などで補填された金額)－5万円のいずれが多い金額</td> </tr> </table>	災害等により本人や同一生計の控除対象配偶者や扶養親族が所有する資産に損害が生じた場合	(損失の金額－保険などで補填された金額)－所得金額×10%または(災害関連支出－保険などで補填された金額)－5万円のいずれが多い金額
災害等により本人や同一生計の控除対象配偶者や扶養親族が所有する資産に損害が生じた場合	(損失の金額－保険などで補填された金額)－所得金額×10%または(災害関連支出－保険などで補填された金額)－5万円のいずれが多い金額		
医療費控除	従来の医療費控除の適用を受ける方は、スイッチOTC薬控除の適用を受けることができません。同様に、スイッチOTC薬控除の適用を受ける方は、従来の医療費控除の適用を受けることができません。		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【従来の医療費控除】 本人や同一生計の親族のために支払った医療費がある場合</td> <td style="width: 50%;">(支払った医療費－保険などで補填された金額)－(10万円または所得金額の5%のどちらか少ない金額)</td> </tr> </table>	【従来の医療費控除】 本人や同一生計の親族のために支払った医療費がある場合	(支払った医療費－保険などで補填された金額)－(10万円または所得金額の5%のどちらか少ない金額)
	【従来の医療費控除】 本人や同一生計の親族のために支払った医療費がある場合	(支払った医療費－保険などで補填された金額)－(10万円または所得金額の5%のどちらか少ない金額)	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)】 申告者本人が一定の取組を行っている場合で、本人や同一生計の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合</td> <td style="width: 50%;">スイッチOTC医薬品の購入額－1万2千円 (上限8万8千円)</td> </tr> </table>	【スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)】 申告者本人が一定の取組を行っている場合で、本人や同一生計の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合	スイッチOTC医薬品の購入額－1万2千円 (上限8万8千円)	
【スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)】 申告者本人が一定の取組を行っている場合で、本人や同一生計の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合	スイッチOTC医薬品の購入額－1万2千円 (上限8万8千円)		
社会保険料控除	本人や同一生計の親族が負担することになっている国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険料等の社会保険料を支払った場合 前年中に支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除	共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 前年中に支払った金額		
生命保険料控除	(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除		
	一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を本人が支払った場合、控除の対象となります。控除額はそれぞれ個別に計算し、合算します(最高7万円)		
	支払った保険料額	控除額	
	12,000円以下	支払った全額	
	12,001円～32,000円	支払った額×1/2+6,000円	
	32,001円～56,000円	支払った額×1/4+14,000円	
	56,000円超	28,000円	
	(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除		
	一般の生命保険料、個人年金保険料を本人が支払った場合、控除の対象となります。控除額はそれぞれ個別に計算し、合算します(最高7万円)		
	支払った保険料額	控除額	
	15,000円以下	支払った全額	
	15,001円～40,000円	支払った額×1/2+7,500円	
	40,001円～70,000円	支払った額×1/4+17,500円	
	70,000円超	35,000円	
	新契約(1)と旧契約(2)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算		
一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の1及び2の金額の合計額(上限28,000円)になります。 1.新契約の保険料については上記(1)により計算した金額 2.旧契約の保険料については上記(2)により計算した金額 ※新契約(1)と旧契約(2)の両方を支払っている場合、個人市・県民税については旧契約分のみを適用した方が控除額が大きくなる場合、旧契約分のみを適用することができます。			

地震保険料控除	地震保険契約について		旧長期損害保険契約について		
	地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補填する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合控除の対象となります。		平成18年12月31日までに契約を締結したものに限り控除の対象となります。		
			支払った保険料額	控除額	
			5,000円以下	支払った額全額	
			5,001円～15,000円	支払った額×1/2+2,500円	
	控除額		15,000円超	10,000円	
	支払った額の1/2(最高25,000円)		※短期損害保険契約に伴う損害保険料控除は平成20年度分市県民税より廃止されました。		
最高25,000円(地震保険と旧長期損害保険契約の両方の契約がある場合は合計して25,000円) ※一つの控除証明書に地震保険料と旧長期損害保険料の両方の金額の記載がある場合は、市民税担当までお問合せください。					
障害者控除	納税義務者(本人)や扶養親族が障害者の場合 ※税法上という障害者とは、原則として障害者手帳を有する方を指しますが、それ以外にも障害者控除対象者認定書の交付を受けている方も該当します。		障害者の場合 26万円 特別障害者の場合 30万円 同居特別障害者の場合 53万円		
寡婦控除			寡婦		特別寡婦
	原因	死別	離別		死別または離別
	扶養の有無	必要なし	扶養親族か同一生計の子(所得38万円以下)を有すること	扶養親族である子(所得38万円以下)を有すること	
	所得制限	500万円以下	なし		500万円以下
	控除額	26万円		30万円	
	判定日	前年の12月31日			
寡夫控除	原因	死別または離別			
	扶養の有無	同一生計の子(所得38万円以下)を有すること			
	所得制限	500万円以下			
	控除額	26万円			
	判定日	前年の12月31日			
勤労学生控除	高校や大学などの生徒や学生に勤労に基づく所得がある場合で、前年の所得金額が65万円以下かつその所得のうち給与以外の所得が10万円以下の場合			控除額 26万円	
配偶者控除	前年の12月31日現在で、納税義務者の妻または夫で年間の所得金額が38万円以下の場合(事業専従者は除く)				
	前年の12月31日において配偶者の年齢が		70歳未満	70歳以上	
	控除額		33万円	38万円	

配偶者 特別 控除	所得金額が1,000万円以下の納税義務者に生計が同一の所得が38万円超76万円未満の配偶者がいる場合、その所得の金額に応じて控除されます(事業専従者は除く)。			
	配偶者の所得金額	控除額	配偶者の所得金額	控除額
	380,001円～449,999円	330,000円	650,000円～699,999円	110,000円
	450,000円～499,999円	310,000円	700,000円～749,999円	60,000円
	500,000円～549,999円	260,000円	750,000円～759,999円	30,000円
	550,000円～599,999円	210,000円	760,000円～	0円
	600,000円～649,999円	160,000円		
扶養 控除	前年12月31日現在、同一生計の親族で年間の所得が38万円以下の場合(事業専従者は除く)			
	特定扶養親族	前年の12月31日の年齢が19歳～22歳の人		45万円
	老人扶養親族	前年の12月31日の年齢が70歳以上の人		38万円
	同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち本人または配偶者の父母や祖父母などで、同居している場合		45万円
	他の扶養親族	上記に該当しない扶養親族 (16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外)		33万円
基礎 控除	すべての納税義務者について一律に控除			33万円